

保育所等の最低基準（職員配置・設備の面積基準）と、 保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書

コロナ禍でも基本的に開所が求められている保育所等の施設では、感染予防の対策をしながら、子どもの命と健康を守り、心身の健全な発達を保障する保育が行われている。しかし、感染予防の対策を徹底することで日常の業務量が増え、また、保育の営みにおいては「密」を避けることは困難であることなどから、職員の精神的・肉体的な負担が大きくなり、このことが保育士不足に拍車をかけている。

コロナ禍への対応として、保育所等における「密」な環境を是正し、感染予防の対策を徹底し、手厚い保育を行うためにも、保育所の職員配置・設備の面積基準の改善が急務である。

小学校では、コロナ禍を受けて少人数学級化の全学年での実施が決まり、順次実施されている。2021年度『学校基本調査』によれば、公立小学校の学級あたりの平均児童数はすでに22.7人になっており、今後20人前後の学級が増えると予想されるが、小学生よりも幼い乳幼児が長時間生活する保育所等の4・5歳児の配置基準（子ども30人に保育士1人）は、設備の面積基準と同様、70年以上も放置されているのは、由々しき事態といわざるを得ない。

コロナ禍のなかで、保育環境の改善、職員の処遇改善を求める保護者、職員、地域住民の声は大きくなっており、今こそ国が責任をもって改善を進めることが求められている。

よって、国におかれては、必要な財源を確保し、下記の事項について実現されるよう、強く要望する。

記

1. 保育所等の最低基準（職員配置・施設の面積基準）と、保育士の処遇を抜本的に改善すること

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和4年9月26日

福井県高浜町議会

内閣総理大臣	岸田	文雄	殿
財務大臣	鈴木	俊一	殿
厚生労働大臣	加藤	勝信	殿
文部科学大臣	永岡	桂子	殿
内閣府特命担当大臣	(少子化対策)		
	小倉	將信	殿
衆議院議長	細田	博之	殿
参議院議長	尾辻	秀久	殿